

学事第1760-1号  
令和3年3月20日

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除後の  
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年3月21日をもって解除されることを受け、県教育委員会は別添の県立学校長宛て通知のとおり対応することを決定しました。併せて、各市町村教育委員会教育長に対して別添のとおり市町村教育委員会教育長宛て通知し、対応を依頼しました。

つきましては、私立専修学校及び私立各種学校におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて適切な対応を取られるようお願いいたします。

また、私立各種学校のうち幼稚園・小・中学校の課程に類する課程を置く学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考に、適切な対応を取られるようお願いいたします。

併せて、不要不急の外出や旅行、歓送迎会や飲食につながる謝恩会などの自粛について、学生や保護者への注意喚起を引き続きお願いいたします。

なお、報道もされておりますが、県内の私立専門学校において大規模な集団感染が発生する事例がありました。各学校におかれては、これまで通知したガイドラインやチェックシート等を改めて確認し、例えば、実習を伴う学校における器具や教材などの共用物の消毒、教室や更衣室等における密接の回避など、感染防止対策のより一層の徹底をお願いします。

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年3月19日付け教高指第2366号「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年3月19日付け教義指第1129号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課  
専修各種学校担当  
電話 048-830-2562